

四国中央市公営企業建設工事入札に係る指名取扱い基準

令和2年3月31日

訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、公営企業の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。以下同じ。）に係る指名の取扱いの基準に関し、四国中央市公営企業契約規程（平成19年四国中央市告示第117号）及び四国中央市公営企業建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱（平成21年四国中央市告示第144号。以下「格付け要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名競争入札に係る指名業者の選定については、格付け要綱別表第3の規定を準用するものとする。

(新規業者に係る営業所の調査)

第3条 管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、市内に営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者を指名により新たに入札に参加させようとするときは、当該者に係る営業所に対し、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 法第7条第2号に規定する者を専任で配置していること。
- (2) 法第40条の規定による標識の掲示を明確に行っていること。
- (3) 入札参加資格審査申請書において届け出た電話番号又はファックス番号により営業所が確認できること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札に参加することができる実態を有していること。

(新規業者に係る指名の方法)

第4条 管理者は、新たに入札参加資格申請書の提出があった者（以下「新規業者」という。）については、当該申請書の提出後に随意契約によりおおむね50万円以上の建設工事を施工し、優秀な工事实績により入札の参加が可能と判断した者に限り、同工種の500万円未満の建設工事の入札において指名を行うことができる。

2 500万円以上の建設工事の入札に指名することができる新規業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により初めて指名された日から1年を経過した者であること。
- (2) 500万円未満の建設工事を指名競争入札により施工し、四国中央市公営企業工事検査規程（平成19年四国中央市告示第118号）第13条に規定する工事完成検査済証に記載される工事成績において65点未満の評定がなされていない者であること。

3 前項第2号の規定に該当しなかった場合（指名競争入札により施工しなかった場合を除く。）における同項の規定の適用については、同項第1号中「前項の規定により初めて指名された日」を「次号の評定（65点未満のものに限る。）がなされた日」とする。

(その他)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日訓令第21号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。